

○「佐賀県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の策
定について（例規通達）

平成28年 3 月29日

佐本務発第326号

改正 令和 2 年11月 4 日佐本務発第935号

障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に
基づき、佐賀県警察における対応要領を別添のとおり策定したので、遺漏のないようにされ
たい。

別添

佐賀県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

（趣旨）

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65
号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、佐賀県警察の職員（臨時的任用
職員及び会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要
な事項を定めるものとする。

（令 2 佐本務発935・一部改正）

（定義）

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ
ろによる。

- （1） 障害とは身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能
の障害をいう。
- （2） 障害者とは障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限
を受ける状態にある者をいう。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害
を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱い（以下「不当な差別的取扱い」という。）
をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

（合理的配慮の提供）

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必
要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない
ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障

害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

（所属長等の責務）

第5条 職員のうち、所属長（本部の課、所、隊、学校及び警察署の長をいう。）以上の職にある者（以下「所属長等」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- （1） 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- （2） 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- （3） 合理的配慮の必要性があるときは、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長等は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第6条 障害者等からの相談等の対応は、「相談等の取扱いに関する訓令（平成25年佐賀県警察本部訓令第12号）」に準じるものとする。

- 2 相談に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール等障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 障害者等からの相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

（研修・啓発）

第7条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 本部長は、次の各号に掲げる職員に対し、それぞれ当該各号に定める内容について、研修を実施するものとする。
 - （1） 新たに職員となった者 障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項
 - （2） 新たに所属長となった職員 障害を理由とする差別の解消等に関して求められる役割

- 3 前項の内容、回数等の詳細は、別に定める。
- 4 本部長は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要な教養資料等の活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この例規通達は、平成28年4月1日から施行する。